

大阪湾沿岸海岸保全基本計画
(変更)
参考資料編

令和3年9月

兵 庫 県

< 目次 >

1. 整備計画箇所一覧表	1
2. 整備箇所位置図	3
3. 個別海岸の整備計画(1~38)	4
4. 海岸保全施設の機能と種類	42
5. 整備内容の選定方針	47
6. 用語の解説	49

1. 整備計画箇所一覧表

兵庫県域における整備箇所

市町名	海岸名	番号	区域	所管	主な整備内容
神戸市	東播	1	舞子	国土交通省 (水管理・国土保全局)	護岸
		2	塩屋	国土交通省 (水管理・国土保全局)	離岸堤
	3	須磨	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	離岸堤、突堤、養浜、護岸、遊歩道、防砂堤
	4	駒ヶ林(長田港)	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、護岸、消波工、胸壁
	5	苅藻島	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、護岸、胸壁、消波工
	6	苅藻運河	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	護岸、胸壁
	7	兵庫・新川運河(兵庫運河)	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	護岸、胸壁
	8	吉田町	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、護岸、胸壁
	9	和田岬・遠矢浜(遠矢浜)	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、胸壁、消波工
	10	和田岬・遠矢浜(和田岬)	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	胸壁、消波工
	11	中之島	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	護岸、胸壁
	12	島上	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	胸壁
	13	東出町	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	胸壁
	14	蟹川	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	胸壁
	15	新港	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	胸壁
	16	葦合	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	護岸
	17	御影・新在家	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、護岸、胸壁
	18	御影・住吉(魚崎・御影)	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防
	19	魚崎浜町(魚崎・御影)	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防
	20	魚崎西	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、護岸、胸壁
	21	魚崎東	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、護岸、胸壁
	22	本庄西	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、胸壁
	23	本庄東	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防
	24	深江浜	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	堤防、護岸、胸壁
	25	神戸市	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	排水機場、水門
	26	神戸市	国土交通省(港湾局)	国土交通省(港湾局)	防潮鉄扉、水門

兵庫県域における整備箇所

市町名	海岸名	番号	区域	所管	主な整備内容
芦屋市		27	南芦屋浜	国土交通省(港湾局)	護岸
		28	芦屋浜	国土交通省(港湾局)	護岸
西宮市		29	鳴尾川	国土交通省(港湾局)	堤防、胸壁
		30	西宮浜	国土交通省(港湾局)	護岸
		31	甲子園浜	国土交通省(港湾局)	護岸
		32	鳴尾浜	国土交通省(港湾局)	護岸
		33	東郷運河	国土交通省(港湾局)	護岸
尼崎市		34	平左衛門	国土交通省(港湾局)	護岸、水門
		35	扇・大浜・中浜・道意	国土交通省(港湾局)	護岸
		36	東海岸町	国土交通省(港湾局)	堤防、胸壁
		37	尼崎閘門・排水機場	国土交通省(港湾局)	閘門、排水機場、集中コントロールセンター
西宮市、尼崎市		38	西宮市、尼崎市	国土交通省(港湾局)	陸間等の電動化、遠隔操作化、施設の集中管理等

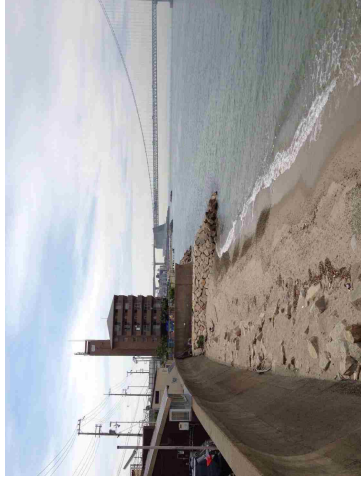
2. 整備箇所位置図

3. 個別海岸の整備計画(1～38)

区域番号：1

ゾーン名	垂水ゾーン	エリア	環境創造・楽しみエリア
海岸名	東播	域	舞子
海岸タイプ	直立護岸	所	国土交通省 (水管理・国土保全局)
設計津波水位	T.P.+1.4m~T.P.+3.1m		
現況の施設	護岸、突堤、離岸堤、消波・根固、樋管、門扉		
海岸の整備方針	・防護機能の確保・環境への配慮・親水性の向上と海岸利用の促進		
海岸の目標	海岸の防護		
	・海岸保全施設を整備し、高潮に対する防護機能を確保する。		
	・藻場など貴重な環境の保全に配慮した施設整備に努める。 ・海岸景観の保全・創造に努める。 ・環境の維持活動について、地域の協力や住民の参加を促進する。		
公衆の適正な利用			
・海洋性レクリエーションの利用空間と地域環境の調整を図る。 ・より多くの人が安全に利用できる海岸づくりを進める。			
整備の必要性			
・高潮に対する防護機能の確保。			
整備計画の概要			
・護岸整備により防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 130m (2) 整備内容： 護岸			
住民意見			
・海浜植物の保全			
期待される効果			
・施設整備による背後地の安全性の向上が図られる。			
海岸管理における配慮事項			
・住民参加による海岸美化活動の推進 ・アクセス性の向上とバリアフリー化の推進 ・海岸利用者へのマナー向上のための啓発活動 ・海岸利用のルールづくり ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。			

【現況写真】



【平面図】




・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の敷地図 200000 (地図画像) 及び敷地図 25000 (承認番号 平 27 南縦、第 1119 号) を複製したものである。
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならぬ。

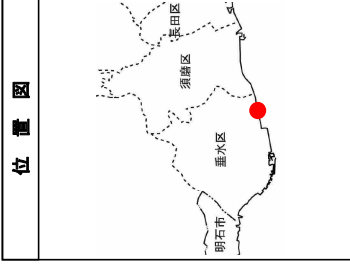
区域番号：2

ゾーン名	垂水ゾーン	エリア	環境創造・楽しみエリア
海岸名	東播	区	塩屋
海岸タイプ	直立護岸	所	国土交通省 (水管理・国土保全局)
設計高潮位(H.H.W.L)	T.P.+2.8m	波高	(H o) 4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	護岸、根固、樋管、門扉		
海岸の整備方針	・防護機能の確保・環境への配慮・親水性の向上と海岸利用の促進		
海岸の防護	・海岸保全施設を整備し、高潮に対する防護機能を確保する。 ・侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図る。		
	・藻場など貴重な環境の保全に配慮した施設整備に努める。 ・海岸景観の保全・創造に努める。 ・環境の維持活動について、地域の協力や住民の参加を促進する。		
	・海洋性レクリエーションの利用空間と地域環境の調整を図る。 ・より多くの人が安全に利用できる海岸づくりを進める。		
公衆の適正な利用			
整備の必要性	・高潮に対する防護機能の確保と侵食対策。		
整備計画の概要	・護岸整備により面的な防護機能を確保する。 (1) 整備延長 : L=660m (2) 整備内容 : 護岸		
住民意見	・海浜植物の保全		
期待される効果	・施設整備による背後地の安全性の向上が図られる。		
海岸管理における配慮事項	・住民参加による海岸美化活動の推進 ・アクセス性の向上とバリアフリー化の推進 ・海岸利用者へのマナー向上のための啓発活動 ・海岸利用のルールづくり ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。		

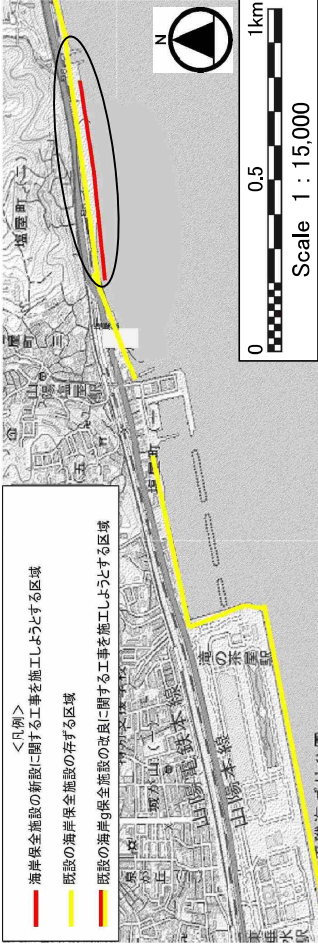
【現況写真】



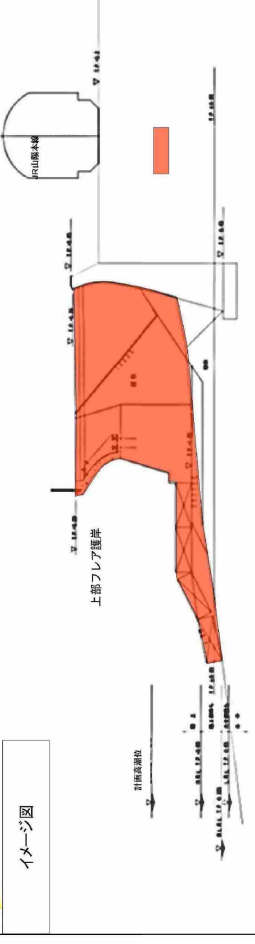
位置図



【平面図】



イメージ図

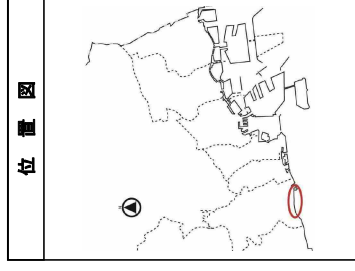
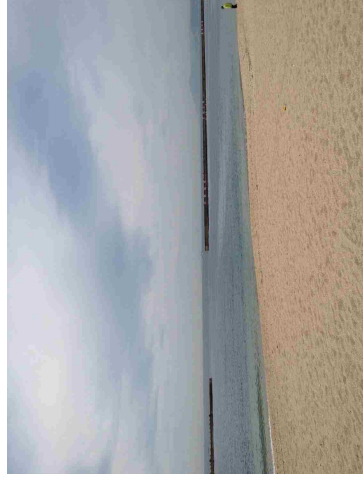


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。
(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

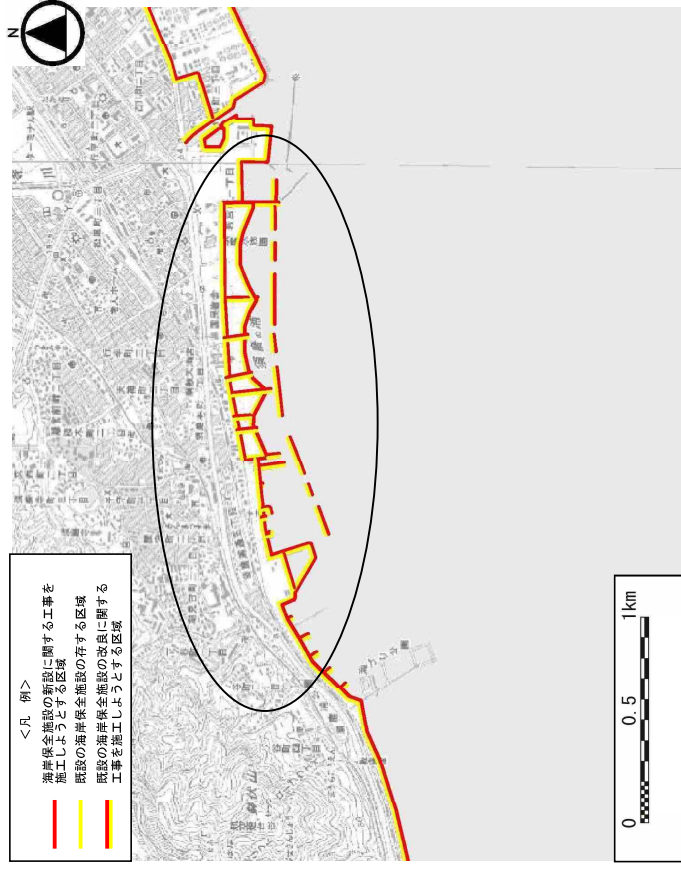
この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

ゾーン名	須磨ゾーン	エリア特性	環境創造・楽しみエリア
海岸名	神戸港	区域	須磨
海岸タイプ	砂浜海岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L.)	T.P.+2.8m	波高 (H o)	4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	離岸堤、突堤、護岸、防砂堤、人工海浜、遊歩道		
海岸の整備方針	・防護機能の確保・環境への配慮・海岸利用の促進		
海岸の防護	・海岸保全施設を整備し、高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・侵食を防止し、海岸の長期的な安定化を図る。		
海岸の環境の整備と保全	・自然環境に配慮した海岸づくりに努める。 ・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
公衆の適正な利用	・多くの人が自然とふれあい、多様なレクリエーションを楽しむことができる海岸づくりを進める。 ・多くの人が海辺と親しむことができるよう安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を推進する。		
整備の必要性	・阪神間を代表する都市型海岸であるため、環境に配慮しながら海岸利用の向上を図る。また、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。		
整備計画の概要	・防護機能を確保するとともに、レクリエーション機能を向上させ、親水性豊かな海岸整備を行う。 (1) 整備海岸延長： 9,175m (2) 整備内容： 離岸堤、突堤、護岸、遊歩道、防砂堤		
住民意見	・防護機能の早期確保 ・海浜植物の保全 ・現状の海岸に手を加えないでほしい ・海岸利用マナーの啓発 ・自然環境の維持 ・海岸へのアクセスの向上 ・歴史的な海岸景観の保全		
期待される効果	・施設整備による背後地の安全性の向上が図られる。 ・養浜により、魅力的な海岸景観の形成が図られる。 ・海岸へのアクセス性の向上により、親水性の高い海岸の創出が図られる。		
海岸管理における配慮事項	・アクセス性の向上とバリアフリー化の推進を図る。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】

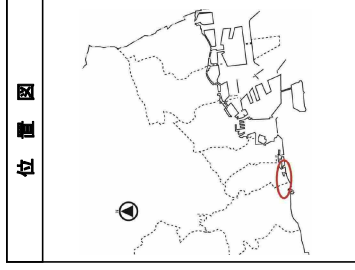


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

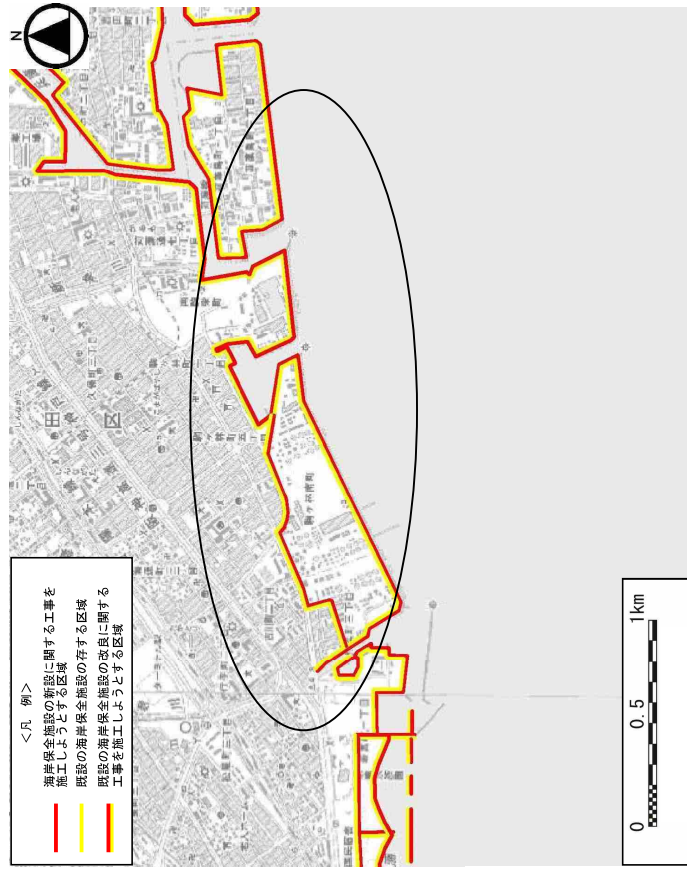
区域番号：4

ゾーン名	長田・兵庫ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区域	駒ヶ林(長田港)
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省(港湾局)
設計高潮位(H.H.W.L)	T.P.+2.8m	波高(Ho)	4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m~T.P.+3.1m		
現況の施設	堤防、護岸、消波工、胸壁		
海岸の整備方針	・防護機能の確保		
海岸の目標	海岸の防護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。	
	環境の整備と保全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。	
	公衆の適正な利用	・土地利用の変化があれば多くの人が安全で快適に水辺に親しめるような整備を図る。	
整備の必要性	・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良を行う。		
整備計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 5,795m (2) 整備内容： 堤防、護岸、消波工、胸壁 		
住民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「なぎさ」の復活など、多くの人への海岸線の開放 ・津波に対応できる施設整備 		
期待される効果	・海岸保全施設の改良・補修等により背後地の安全性の向上が図られる。		
海岸管理における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 		

【現況写真】



【平面図】



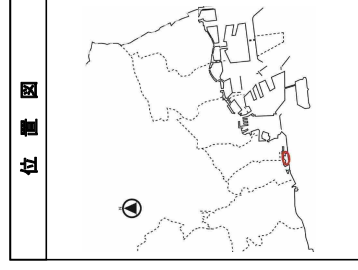
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の教団地図(200000(地図画像)及び教団地図25000(地図画像))を複製したものである。(承認番号 平27情復、第1119号)

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

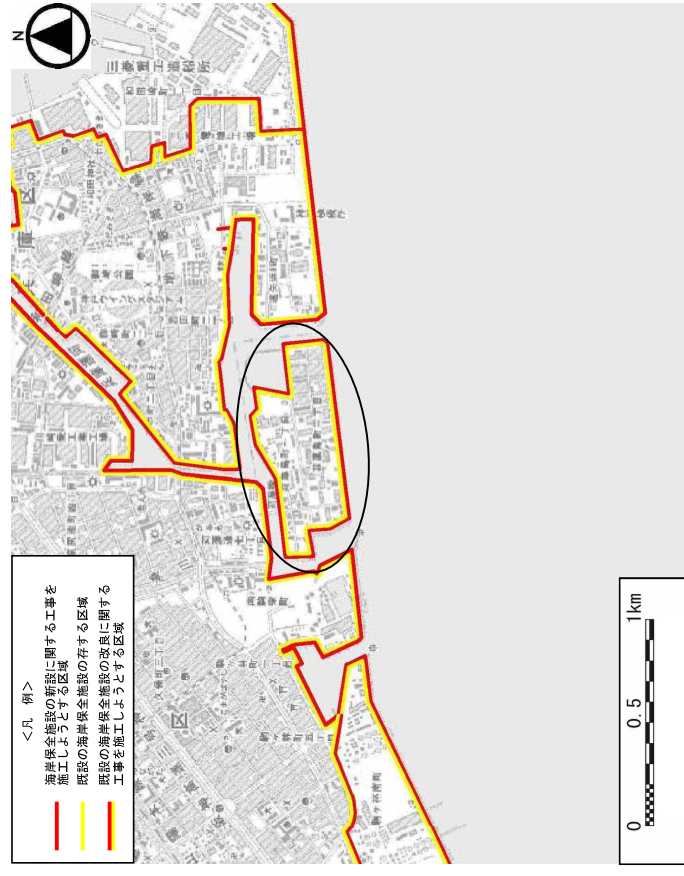
区域番号：5

ゾーン名	長田・兵庫ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区域	苅藁島
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L.)	T.P.+2.8m	波高 (H o)	4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	堤防、護岸、胸壁、消波工		
海岸の整備方針	・防護機能の確保		
海岸の目標	海岸の防護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。	
	環境の整備と保全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。	
	公衆の適正な利用	・土地利用の変化があれば多くの人が安全で快適に水辺に親しめるような整備を図る。	
整備の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・民有護岸で施設整備が必要な場所については、護岸所有者に働きかけ、高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。 		
整備計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 <p>(1) 整備海岸延長： 2,817m</p> <p>(2) 整備内容： 堤防、護岸、胸壁、消波工</p>		
住民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・津波に対応できる施設整備 ・内水排除と一体となった施設整備 		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。 		
海岸管理における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸利用のマンナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 ・民有護岸所有者と連携し、高潮や津波等に対する防護機能を確保する。 		

【現況写真】



【平面図】

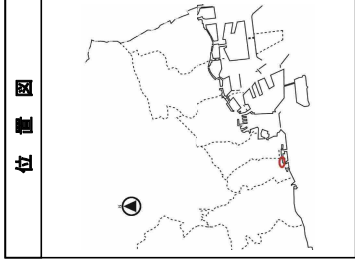


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の教値地図 200000（地図画像）及び教値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（地図番号 平 27 南教、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならぬ。

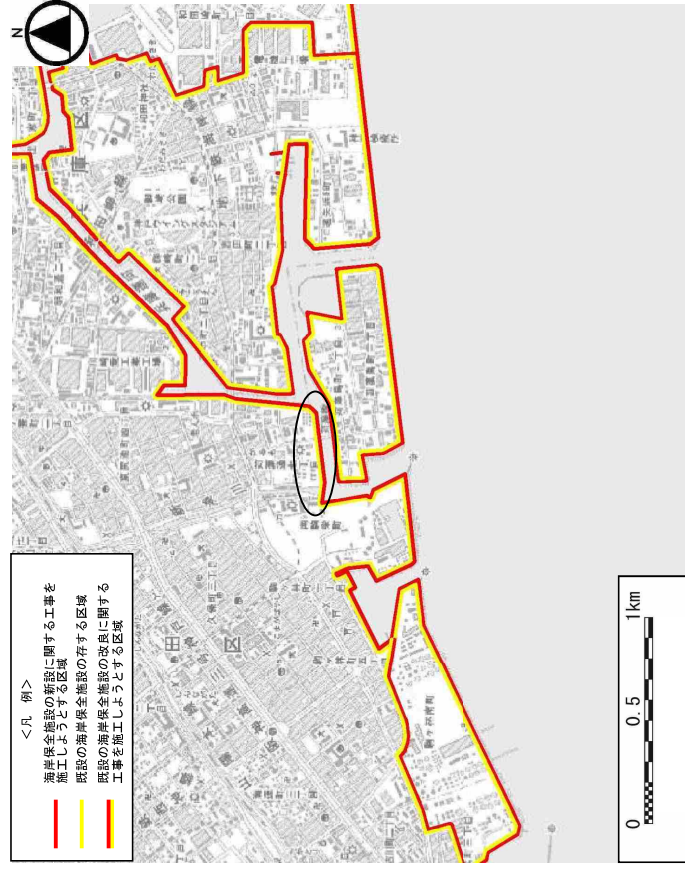
区域番号：6

ゾーン名	長田・兵庫ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	域	苅藻運河
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L.)	T.P.+2.8m	波高 (H o)	4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	護岸、胸壁		
海岸の整備方針	・防護機能の確保		
海岸の目標	海岸の防護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。	
	環境の整備と保全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。	
	公衆の適正な利用	・土地利用の変化があれば多くの人が安全で快適に水辺に親しめるような整備を図る。	
整備の必要性	・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。		
整備計画の概要	・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 520m (2) 整備内容： 護岸、胸壁		
住民意見	—		
期待される効果	・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。		
海岸管理における配慮事項	・海岸利用のマンナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 ・私有護岸所有者と連携し、高潮や津波等に対する防護機能を確保する。		

【現況写真】



【平面図】

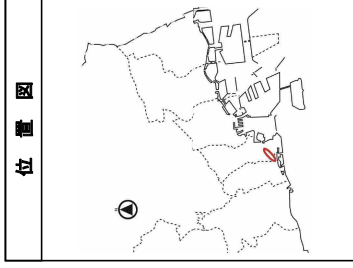


・この地図は、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

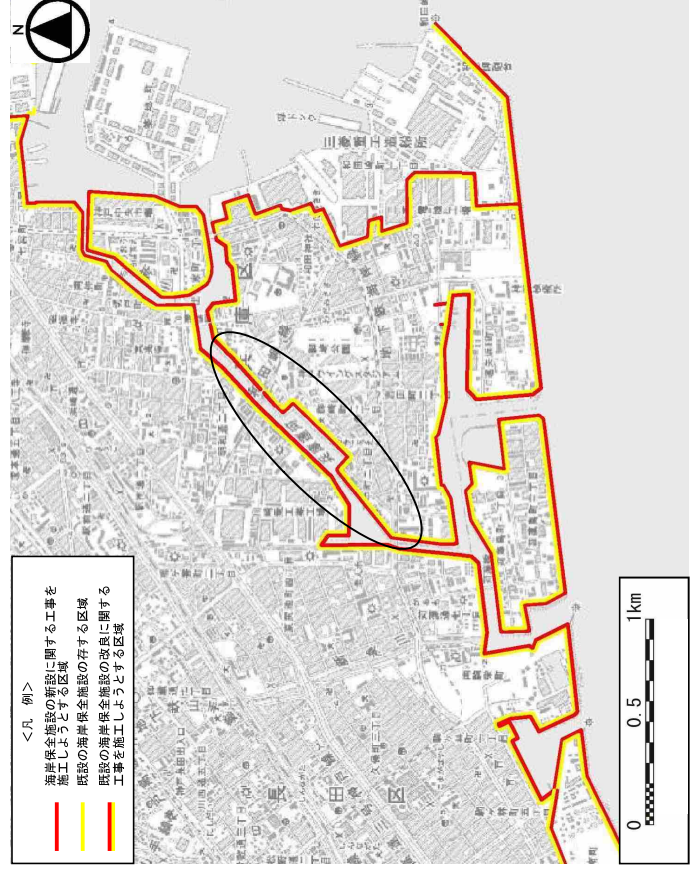
区域番号：7

ゾーン名	長田・兵庫ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸地名	神戸港	区域	兵庫・新川運河（兵庫運河）
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L)	T.P.+2.8m	波高	(H o) 4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	護岸、胸壁		
海岸の整備方針	・防護機能の確保・親水性の向上		
海岸の防護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。		
環境の整備と保全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。 ・兵庫運河について、環境の回復・育成などの創出に配慮する。		
公衆の適正な利用	・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を図る。 ・土地利用の変化があれば多くの人々が安全で快適に水辺に親しめるような整備を図る。		
整備の必要性	・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整備計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・親水性豊かなレクリエーションに対応した整備を行う。 ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 <p>(1) 整備海岸延長： 6,030m (2) 整備内容： 護岸、胸壁</p>		
住民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ある兵庫運河を好風景な護岸だけでなく、「利用」「環境」に配慮した整備 ・地域住民と協議した具体的な里海復活施策 		
期待される効果	・天端高不足の解消により背後地の安全性の向上が図られる。		
海岸管理における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスの向上とバリアフリー化の推進を進める。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・地域の行事や活動などに利用できる海岸づくりを進める。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 		

【現況写真】



【平面図】

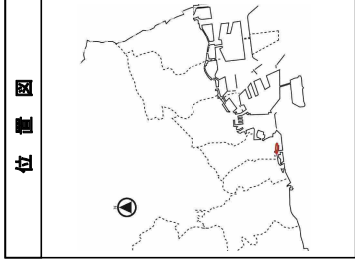
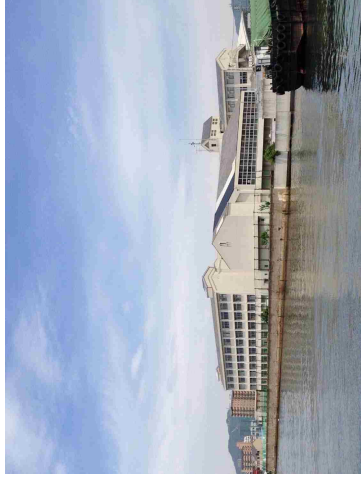


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の教値地図 200000（地図画像）及び教値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

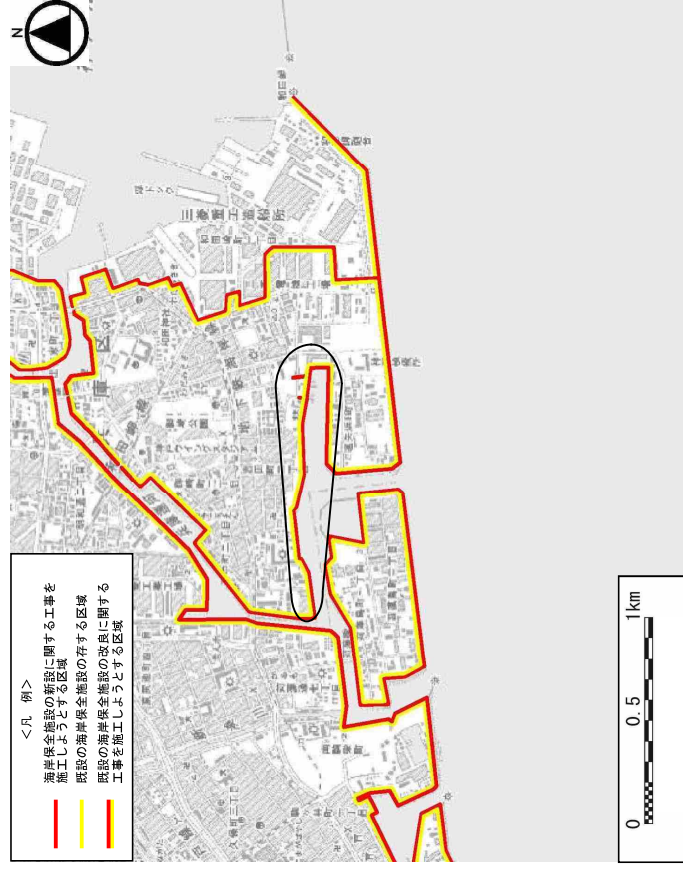
区域番号：8

ゾーン名	長田・兵庫ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区域	吉田町
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L)	T.P.+2.8m	波高 (H o)	4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	堤防、護岸、胸壁		
海岸の整備方針	・防護機能の確保		
海岸の防護	・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。		
海岸の整備と保全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
公衆の適正な利用	・土地利用の変化があれば多くの人が安全で快適に水辺に親しめるような整備を図る。		
整備の必要性	・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整備計画の概要	・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 1,746m (2) 整備内容： 堤防、護岸、胸壁		
住民意見	・防護機能の確保 ・多くの人への海岸線の開放		
期待される効果	・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。		
海岸管理における配慮事項	・海岸利用のマンナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】

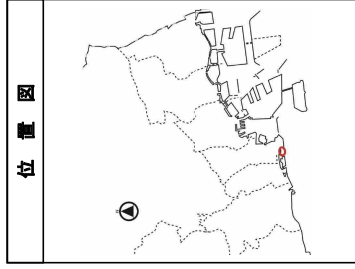


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（承認番号 平27 情保、第1119号）を複製したものである。
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

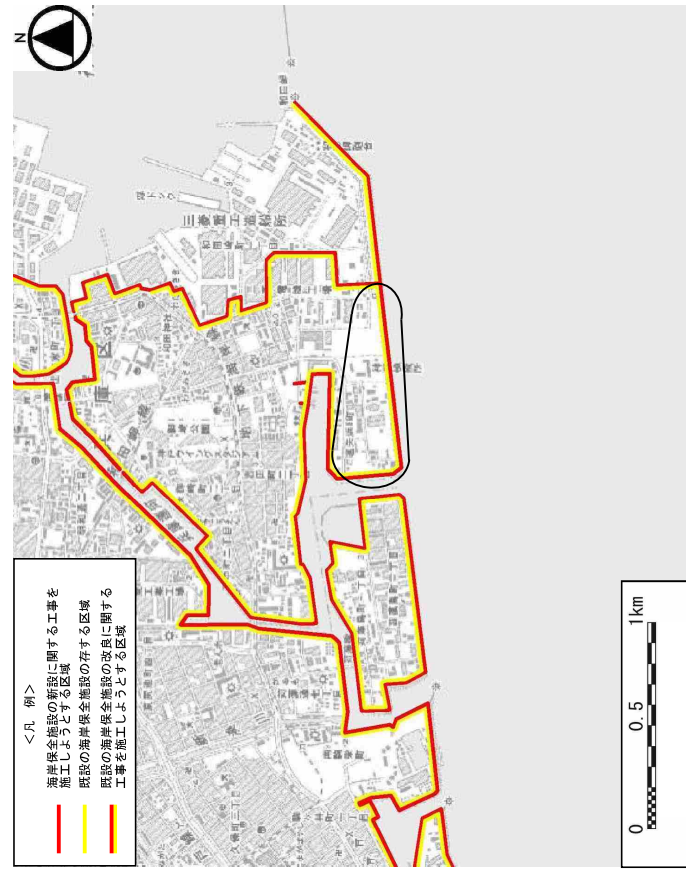
区域番号：9

ゾーン名	長田・兵庫ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区域	和田岬・速矢浜（速矢浜）
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H. H. W. L.)	T.P.+2.8m	波高 (H o)	4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	堤防、胸壁		
海岸の整備方針	・防護機能の確保		
海岸の防護	・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・防護機能の維持に努め、堤防等の改良・補修等を行う。		
海岸の環境の整備と保全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
公衆の適正な利用	・土地利用の変化があれば多くの人が安全で快適に水辺に親しめるような整備を図る。		
整備の必要性	・民有護岸で施設整備が必要な場所については、護岸所有者に働きかけ、高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整備計画の概要	・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 6,296m（和田岬含む） (2) 整備内容： 堤防、胸壁、消波工		
住民意見	・内水排除と一体となった施設整備		
期待される効果	・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。		
海岸管理における配慮事項	・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・民有護岸所有者と連携し、高潮や津波等に対する防護機能を確保する。		

【現況写真】



【平面図】

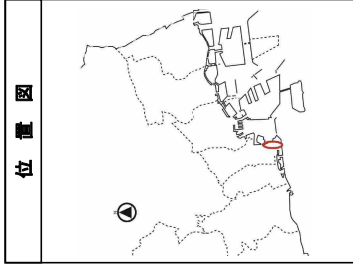
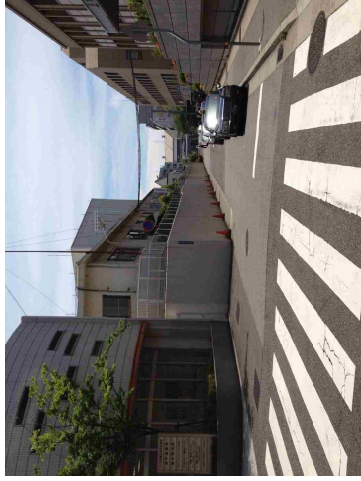


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の敷地地図 200000（地図画像）及び敷地地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情報、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

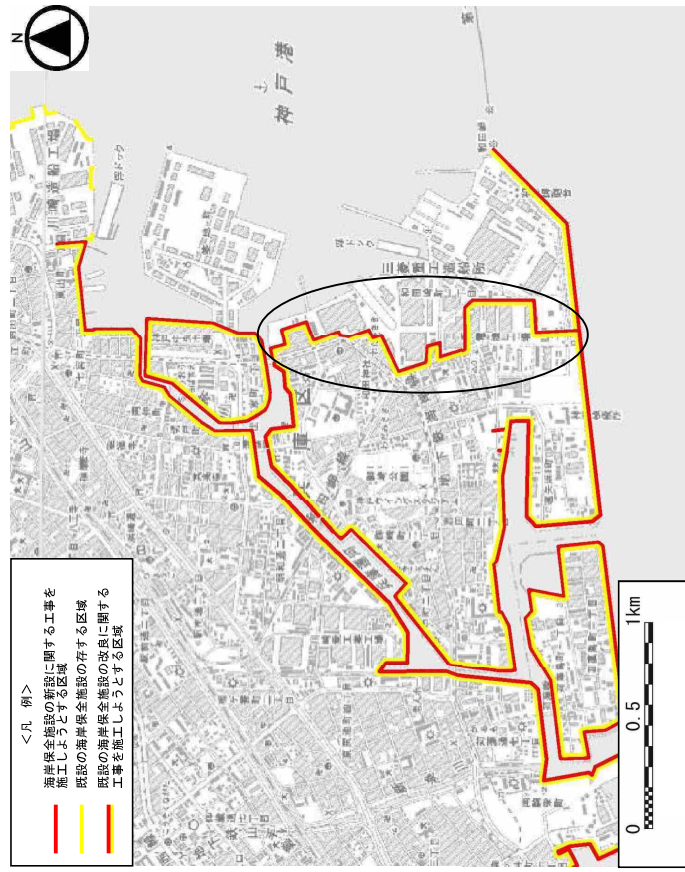
区域番号：10

ゾーン名	中央ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸地名	神戸港	区域	和田岬・遠矢浜（和田岬）
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L.)	T.P.+2.8m	波高(Ho)	4.6m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	堤防、胸壁		
海岸の整備方針	・防護機能の確保		
海岸の防護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。		
海岸の環境の整備と保全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
公衆の適正な利用	・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。		
整備の必要性	・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整備計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 6,291m（遠矢浜含む） (2) 整備内容： 胸壁、消波工		
住民意見	・津波に対応できる施設整備		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の改良・補修等や天端高不足の解消により背後地の安全性の向上が図られる。 		
海岸管理における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 		

【現況写真】



【平面図】

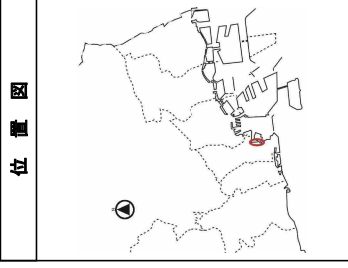


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 250000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情発、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならぬ。

区域番号：11

ゾーン名	中央ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区域	中之島
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L.)	T.P.+2.8m	波高 (H o)	4.7m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	護岸、胸壁		
海岸の整備方針	・ 防護機能の確保		
海岸の防護	・ 高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・ 防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。		
海岸の環境の整備と保全	・ 海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
公衆の適正な利用	・ 海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。		
整備の必要性	・ 高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・ 施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整備計画の概要	・ 老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 443m (2) 整備内容： 護岸、胸壁		
住民意見	—		
期待される効果	・ 海岸保全施設の改良・補修等や天端高不足の解消により背後地の安全性の向上が図られる。		
海岸管理における配慮事項	・ 海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・ 海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・ 関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制を新たににつくる。 ・ 津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



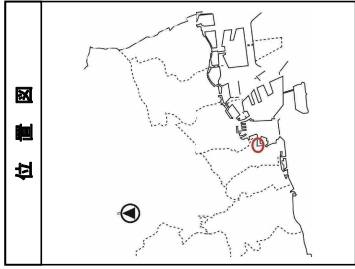
【平面図】



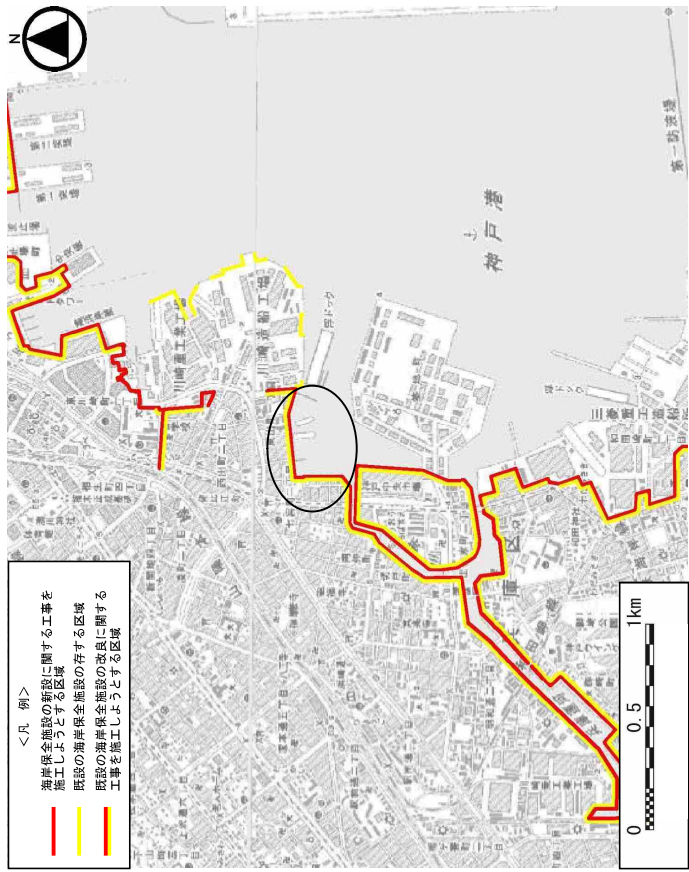
・この地図は、国土地理院院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情保、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

ゾーン名	中央ゾーン	エリア	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区	島上
海岸タイプ	直立護岸	所	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L.)	T.P.+2.8m	波高	4.7m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	胸壁		
海岸の整備方針	・防護機能の確保		
海岸の目標	海岸の防護 ・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。		
	環境の整備と保全 ・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公衆の適正な利用 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。		
整備の必要性	・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。		
整備計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 731m (2) 整備内容： 胸壁 		
住民意見	—		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の改良・補修等や天端高不足の解消により背後地の安全性の向上が図られる。 		
海岸管理における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制を新たにたつくる。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 		

【現況写真】



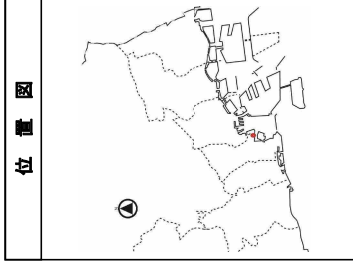
【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院長の教准地図 200000（地図画像）及び教准地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

ゾーン名	中央ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区域	東出町
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L.)	T.P.+2.8m	波高	4.7m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	胸壁		
海岸の整備方針	・防護機能の確保		
海岸の防護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・高潮や津波等に対する防護機能の確保。		
海岸の環境の整備と保全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
公衆の適正な利用	・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。		
整備の必要性	・施設の老朽化に伴い、予防全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整備計画の概要	・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 139m (2) 整備内容： 胸壁		
住民意見	—		
期待される効果	・海岸保全施設の改良・補修等や天端高不足の解消により背後地の安全性の向上が図られる。		
海岸管理における配慮事項	・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制を新たににつくる。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



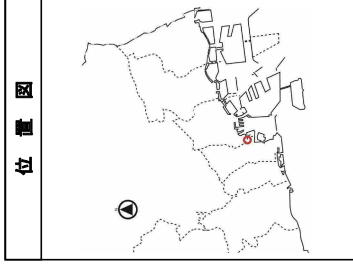
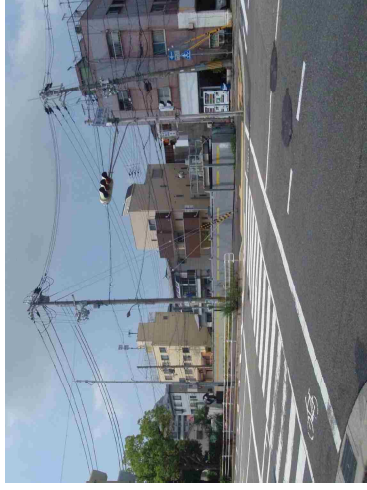
【平面図】



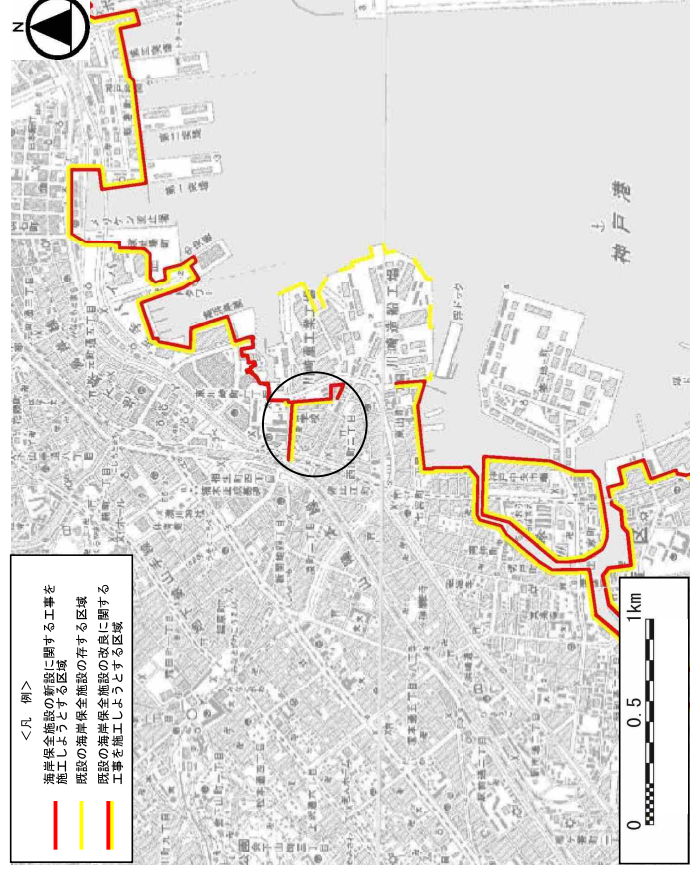
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 250000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情発、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

ゾーン名	中央ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区	蟹川
海岸タイプ	直立護岸	所	国土交通省(港湾局)
設計高潮位(H.H.W.L)	T.P.+2.8m	波高(Ho)	4.7m
設計津波水位	T.P.+1.4m~T.P.+3.1m		
現況の施設	胸壁		
海岸の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した防護機能の確保 		
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波等に対する防護機能の確保。 ・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。 		
海岸の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。 		
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸港発展の礎となった歴史の意義や、経済・文化・交流面での特性を活かし、国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間として再開発する計画があり、その計画と整合のとれた整備を進める。 ・日本を代表する港であり港湾活動が盛んであるため、海岸線の利用状況を踏まえ、可能な場所については市民が水辺に親しめるような整備を図る。 ・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を推進する。 		
整備の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。 		
整備計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・景観や海岸利用に配慮しながら、胸壁等の改良により防護機能を確保する。 ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。 		
住民意見	<ul style="list-style-type: none"> (1) 整備海岸延長：594m (2) 整備内容：胸壁 		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。 		
海岸管理における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・海岸利用のマネージャーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制を新たににつくる。 ・地域の行事や活動などに利用できる海岸づくりを進める。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 		

【現況写真】



【平面図】

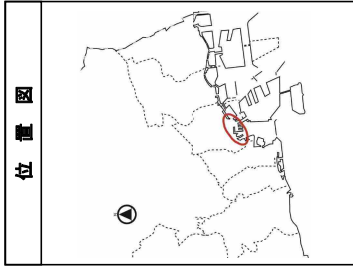
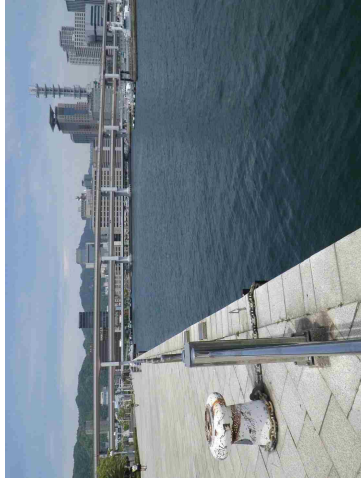


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000 (地図画像) 及び数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 27 情復、第 1119 号)

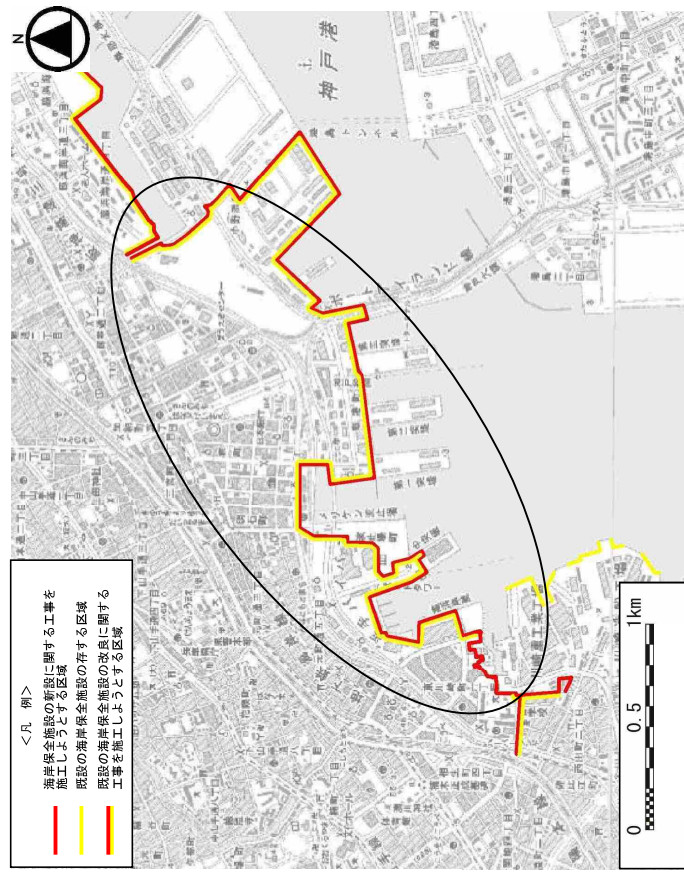
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。

ゾーン名	中央ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	域	新港
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L)	T.P.+2.8m	波高 (H o)	4.7m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	胸壁		
海岸の整備方針	・景観に配慮した防護機能の確保		
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波等に対する防護機能の確保。 ・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。 		
海岸の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。 		
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸港発展の礎となった歴史的意義や、経済・文化・交流面での特性を活かし、国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間として再開発する計画があり、その計画と整合のとれた整備を進める。 ・日本を代表する港であり港湾活動が盛んであるため、海岸線の利用状況を踏まえ、可能な場所については市民が水辺に親しめるような整備を図る。 ・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を推進する。 ・震災等で地盤が低くなった新港地区は中心市街地と隣接しているため、現在の利用形態や将来計画を配慮しながら、海岸保全施設の整備、改良を行う必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。 		
整備の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・景観や海岸利用に配慮しながら、胸壁等の改良により防護機能を確保する。 ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 6,050m (2) 整備内容： 胸壁 		
住民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の港湾活動に支障がない整備 		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。 		
海岸管理における留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・海岸利用のマネアの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制を新たににつくる。 ・地域の行事や活動などに利用できず海岸づくりを進める。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 		

【現況写真】



【平面図】

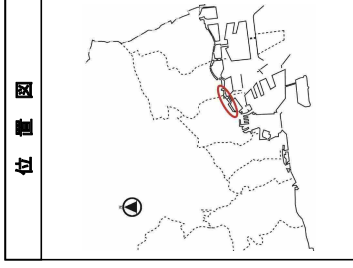
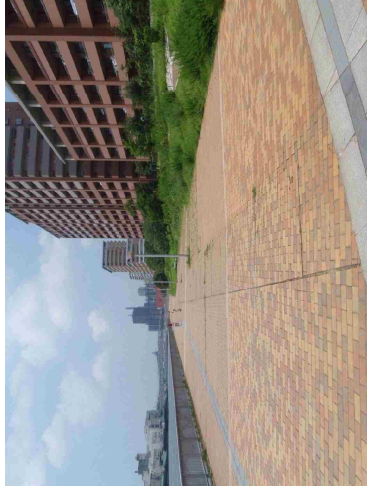


・この地図は、国土地理院院長の承認を得て、同院長の教員地図(200000 (地図画像) 及び教員地図 25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 27 情報、第 1119 号)

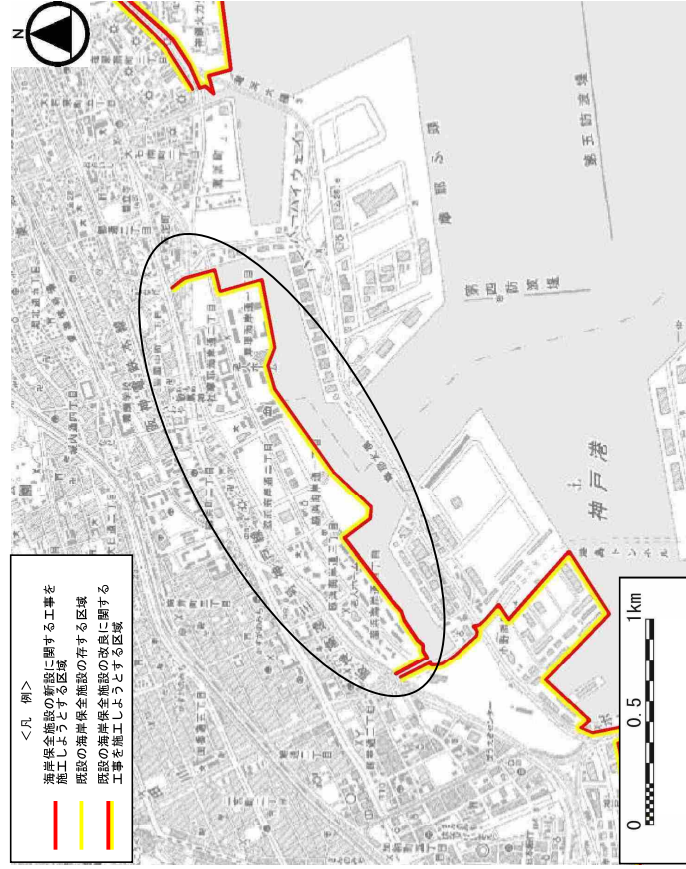
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を仰なければなりません。

ゾーン名	中央ゾーン	エリア特性	環境創造・活性化エリア
海岸名	神戸港	区域	暮合
海岸タイプ	直立護岸	管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位(H.H.W.L.)	T.P.+2.8m	波高 (H o)	4.7m
設計津波水位	T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現況の施設	護岸		
海岸の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した防護機能の確保 		
海岸の防護	<ul style="list-style-type: none"> ・防護機能の維持に努め、護岸等の改良・補修等を行う。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。 		
海岸の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。 		
環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸港発展の礎となった歴史的意義や、経済・文化・交流面での特性を活かし、国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間として再開発する計画があり、その計画と整合のとれた整備を進める。 		
公衆の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を代表する港であり港灣活動が盛んであるため、海岸線の利用状況を踏まえ、可能な場所については市民が水辺に親しめるような整備を図る。 ・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を推進する。 		
整備の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。 		
整備計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・景観や海岸利用に配慮しながら、護岸等の改良により防護機能を確保する。 ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。 <p>(1) 整備海岸延長：2,424m (2) 整備内容：護岸</p>		
住民意見	—		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。 		
海岸管理における配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制を新たに定める。 ・地域の行事や活動などに利用できる海岸づくりを進める。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。 		

【現況写真】



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 250000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情保、第 1119 号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならぬ。